

市の選挙管理委員会をお知らせします

問 選挙管理委員会 ☎72-5199

5月12日に開催された第2回市議会臨時会で、4人の選挙管理委員が選出されました。6月1日に開催された選挙管理委員会選挙管理委員長、委員長職務代理者を次の通り選任しました。

選挙管理委員



選挙管理委員長 山下孝子氏 (安岐町大浜)
 選挙管理委員長 職務代理者 引地敏之氏 (国見町小熊毛)
 委員 清水裕子氏 (国東町浜崎)
 委員 都留敬比公氏 (武蔵町手野)

選挙管理委員会とは

公正な選挙を行うために、都道府県や市町村に設置されている知事や市町村長から独立した執行機関です。委員は4人で、任期は4年です。

市の公共交通に関するお知らせ

問 政策企画課 政策企画係 ☎72-5161

令和7年度のおでかけ号・チョイソコくにさきくにみ号(予約タクシー)の利用実績

令和7年度のコミュニティバス・コミュニティタクシーの利用者数は、**8,873人(R6:8,712人)**、1便あたりの平均乗降客数は、**2.94人(R6:2.78人)**でした。

令和6年度と比較して、国見地域では利用者が増加しましたが、他路線の利用者は年々、減少傾向にあります。こうした中、令和7年10月からは、特に利用者の減少が著しい安岐地域の一部にて、効率的な運行に向け、運行形態を再編し、予約タクシーの運行を開始しました。

市では、地域公共交通を将来にわたって維持するために、交通事業者の協力のもと、市民の皆さんの移動の利便向上に向けた取り組みを行っております。市民の皆さんのご理解と積極的なご利用をお願いします。

(令和7年4月から令和8年3月まで)

地域別	路線数(運行区域)	延べ利用者数(人)	平均乗車人数(人) (片道1便あたり)
国見町	2区域	1,667	1.53
国東町	8路線	3,700	4.46
武蔵町	4路線	1,259	3.06
安岐町	7路線	2,247	2.71
合計	19路線(2区域)	8,873	2.94

※国見町はチョイソコくにさき(予約タクシー)の運行実績を表記しています。

令和8年度国東市総合時刻表

市では、市内の公共交通と近隣の市村への交通を網羅した「国東市公共交通総合時刻表」を作成し、本年6月に

全戸配布しています。路線バスやコミュニティバスなどの路線マップと時刻表が一体となっており、とても見やすい形になっています。ぜひご利用ください。



お得に使う！路線バス

国東観光バスでは、3,500円分の回数乗車券つづりを3,000円で販売しています。さらに、この回数乗車券を購入された方に、3,000円分の回数乗車券(クリーム色)を無料で差し上げています。大変お得になっておりますので、ぜひご利用ください。国東観光バスの車内、国東バスターミナルにて販売しております。



夜間タクシー運行実証事業について

市では、市内の夜間帯のタクシー不足を解消するため、毎週金曜日と土曜日の夜、夜間タクシーを配備しています。ぜひご利用ください。

夜間タクシーの詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ



「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方へ

申・問 福祉課 高齢者支援係 ☎72-5164

令和7年8月1日以降に交付された「介護保険負担限度額認定証」は、**7月31日(金)で有効期間が満了**となります。

現在「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている方には、更新のお知らせと申請書を送付します。引き続き入所またはショートステイを利用される場合は、忘れずに申請をしてください。

更新手続き受付期間 **7月1日(水)～7月31日(金)**

申請先

福祉課高齢者支援係(市役所本庁舎1階)および各総合支所地域振興課(申請は郵送でも可能です) ※『送付先』の記入をお忘れなく！

申請に必要な書類

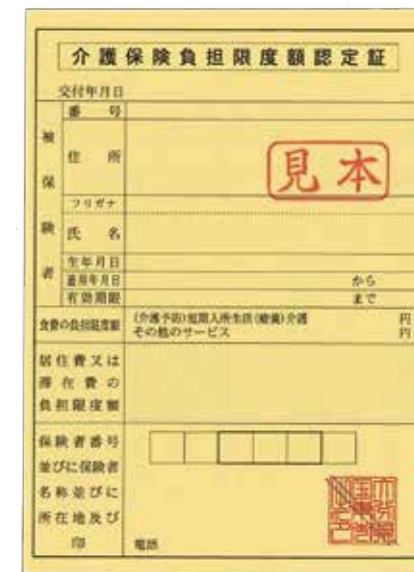
- ①介護保険被保険者証(対象者)
- ②マイナンバーカード(対象者・配偶者)
- ③通帳・定期証書・有価証券など(対象者・配偶者)
- ④運転免許証など写真付きの身分証明書(申請者)

送付先について

認定結果の希望送付先は必ず分かるようにしてください。→申請書内に希望送付先の住所があれば、その横に『送付先』と記入してください。無い場合は申請書のあいている箇所に送付先住所を記入、もしくはメモなどに記入し添付してください。

留意点

- 次の場合は負担軽減の対象外となります。
- ①対象者や同一世帯の方が市民税を課税されている場合
 - ②配偶者が市民税を課税されている場合(世帯を分離している配偶者も含む)
 - ③預貯金などの金額が基準額を超える場合



認定条件と段階ごとの負担限度額(1日あたりの金額) ※令和8年8月1日以降

負担段階	対象者	年金収入額+ その他の 合計所得金額	預貯金などの 合計額 ()内は夫婦の 場合	食費		居住費															
				施設	ショート ステイ	多床室			従来型個室		ユニット型 個室の多床室	ユニット型 個室									
						I特養等	II老健・ 医療院	III老健・ 医療院等	特養等	老健・ 医療院等											
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税 非課税(※)である 老齢福祉年金受給者	要件なし 1,000万円以下 (2,000万円以下)	300円	300円	0円	0円	0円	380円	550円	550円	880円										
第2段階	82.65万円 以下											650万円以下 (1,650万円以下)	390円	600円	430円	430円	430円	480円	550円	550円	880円
第3段階 ①	世帯全員が市民税非 課税(※)であること 82.65万円超 120万円以下											550万円以下 (1,550万円以下)	680円	1,030円	430円	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
第3段階 ②	120万円超											500万円以下 (1,500万円以下)	1,420円	1,360円	530円	530円	430円	980円	1,470円	1,470円	1,470円
第4段階 (基準額)	上記以外の方		1,545円	1,545円	915円	697円	437円	1,231円	1,728円	1,728円	2,066円										

※世帯分離をしている配偶者も市民税非課税であること